

## 屋外広告物にはルールがあります。

- 屋外広告物とは、建物に取り付けられる壁面看板や屋上看板、地上に建てられる独立看板やはり紙、はり札、立看板、のぼり旗などをいいます。
- 屋外広告物の表示には、「さいたま市屋外広告物条例」に基づき、ルールが定められており、原則としてさいたま市長の許可が必要になります。

(一定の要件に該当する自家広告物など、許可が不要な場合もあります。)

### 屋外広告物の安全点検をしていますか？

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が重要となっています。

- 日常的にサビやひびがないか安全点検(※)を実施してください。また、専門業者に相談し、定期点検を実施してください。  
※国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>)にて掲載の「看板の安全管理ガイドブック」をご参照下さい。

#### 【許可に関する窓口】

○屋外広告物の設置場所が、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の場合  
〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 (大宮区役所内)  
北部都市・公園管理事務所 管理課 Tel048-646-3178

○屋外広告物の設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合  
〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10 (中央区役所内)  
南部都市・公園管理事務所 管理課 Tel048-840-6178

#### 【その他、屋外広告物条例に関する窓口】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
都市局 都市計画部 都市計画課 Tel048-829-1409